

改正

平成27年12月21日条例第67号

平成28年9月27日条例第55号

平成30年7月6日条例第39号

令和2年3月27日条例第19号

令和5年3月29日条例第16号

令和5年10月3日条例第37号

令和7年3月27日条例第18号

新潟市旅館業法施行条例

新潟市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（平成15年新潟市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会教育施設等）

第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

- （1） 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館
- （2） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（専門課程のみを置く専修学校を除く。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校で、18歳未満の者が入学することができるもの
- （5） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により新潟県が設置する同法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校
- （6） 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- （7） 新潟県又は市町村がその条例で定めるところにより設置する青少年教育施設及び多数の児

童の利用に供されるスポーツ施設

(8) 前各号に掲げる施設に類する施設又は主として児童の利用に供される施設であつて、市長が必要と認めるもの

(許可等について意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

(4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を所管する市町村の長

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 法第4条第1項の措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 換気及び防湿に関する基準 窓等により、適切に換気及び防湿を図ること。

(2) 採光及び照明に関する基準 窓等からの採光及び照明設備により、宿泊者の安全衛生上及び業務上の必要な照度を満たすこと。

(3) 清潔の保持に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ア 営業の施設及びその敷地内は、定期的に清掃し、及び随時ねずみ、昆虫等を防除すること。

イ 客室及び寝具類に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 客室には、ごみ箱を備えること。

(イ) 布団及び枕には、清潔なシーツ、カバー等を用いること。

(ウ) 寝衣、浴衣、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(エ) 布団、枕、毛布その他これらに類するものは、清潔なものを使用すること。

ウ 洗面所に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 随時消毒を行い、清潔を保つこと。

(イ) 洗面設備には、消毒液又は石けんを備えること。

(ウ) 湯水は、飲用に適するものを十分供給すること。

エ 浴室に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次に掲げるとおり管理すること。

a 貯湯槽内を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

b 貯湯槽内の原湯は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、原湯を消毒すること。

(イ) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 原湯及び原水（bに掲げるものを除く。）の基準は、次に掲げるとおりとする。

(a) 濁度は、2度以下であること。

(b) 色度は、5度以下であること。

(c) pH値は、5.8以上8.6以下であること。

(d) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下この項において同じ。）は、1リットルにつき3ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

(e) 大腸菌は、検出されないこと。

(f) レジオネラ属菌は、検出されないこと。

b 温泉を使用する浴室の原湯及び原水の基準は、a（e）及び（f）に掲げる基準とする。

c 上がり用湯及び上がり用水の基準は、次に掲げるとおりとする。

(a) 飲用に適するものであること。

(b) レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(ウ) 浴槽水の水質の検査は、次に掲げるところにより行うこと。

a 1日に1回以上完全に置き替える浴槽水の水質の検査は、1年に1回以上行うこと。

b 循環ろ過装置を使用している浴槽水であってこれを取り替えることなく24時間以上使用しているものの水質の検査は、次の（a）から（c）までに掲げる区分に応じ、当該（a）から（c）までに定める期間に1回以上行うこと。

- (a) 7日を超えて使用しているもの 2か月
 - (b) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空气中に微小な水粒を発生させる設備を使用しているもの 2か月
 - (c) (a) 及び (b) に規定するもの以外のもの 6か月
- (エ) 浴槽水の水質は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- a 浴槽水 (bに掲げるものを除く。) の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 濁度は、5度以下であること。
 - (b) 有機物は、1リットルにつき8ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
 - (c) 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。
 - (d) レジオネラ属菌は、検出されないこと。
 - b 温泉を使用し、又は浴用剤その他これに類するものを使用する浴室の浴槽水の基準は、a (c) 及び (d) に掲げる基準とする。
- (オ) 浴槽水の温度は、適温に保つこと。
- (カ) 循環ろ過装置を使用していない浴槽水は、1日に1回以上完全に取り替えること。
- (キ) 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、2週間に1回以上完全に取り替え、及び塩素による消毒その他の方法により消毒すること。
- (ク) 循環ろ過装置を使用していない浴槽は、1日に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- (ケ) 循環ろ過装置を使用している浴槽は、2週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- (コ) 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管を2週間に1回以上消毒し、及び1年に1回以上点検してこれに付着した生物膜その他の汚れを除去すること。
- (サ) 循環ろ過装置は、2週間に1回以上これを消毒し、及び汚れを排出すること。
- (シ) 循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置 (以下「集毛器」という。) は、1日に1回以上清掃すること。
- (ス) 浴室は、湯気抜きを適切に行うこと。
- (セ) 熱気室、蒸し室等は、換気を適切に行うこと。

(ソ) (ア)、(ウ)及び(カ)から(シ)までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

オ 便所に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 臭気の防除に努め、1日1回以上清掃し、及び必要に応じて消毒すること。

(イ) 消毒液又は石けんを備えること。

(ウ) 昆虫等の侵入防止の措置を講ずること。

(4) 客室の収容定員に関する基準 1客室における睡眠、休憩等の宿泊者の利用に供する部分(客室に付属する浴室、便所、洗面所等を除く。)の床面積を合計した面積(以下「有効面積」という。)により、次に掲げるとおりとする。

ア 旅館・ホテル営業の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積3.3平方メートル以上とする。

イ 簡易宿所営業の施設の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積1.65平方メートル(収容定員を10人未満として申請がなされた施設にあっては、3.3平方メートル)以上とする。

ウ 下宿営業の施設の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積3.3平方メートル以上とする。

2 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、前項の措置を適正に行うため、営業の施設ごとに宿泊者の衛生に係る責任者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

3 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別な事情があるものの客室の収容定員に関する基準は、第1項第4号の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号に掲げる施設(客室の延べ床面積が50平方メートルを超える施設を除く。)の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積2.5平方メートル以上(簡易宿所営業の施設にあっては、1.65平方メートル以上)とする。

(2) 省令第5条第1項第2号及び第3号に掲げる施設の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積1.65平方メートル以上とする。

(3) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設(簡易宿所営業の施設に限る。)の客室は、客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積3.3平方メートル以上とする。

(宿泊を拒むことのできる事由)

第5条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔者等であり、かつ、他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第6条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 玄関帳場その他これに類する設備の構造設備の基準は、次のア又はイに掲げるとおりとする。

ア 玄関帳場又はフロントを設ける場合は、次のいずれをも満たすこと。

(ア) 客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。

(イ) 受付台は、宿泊手続等をとるのに十分な広さを有し、及び客との面接に適した構造であること。

イ 玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えている場合は、次のいずれをも満たすこと。

(ア) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、宿泊者の求めに応じておおむね10分程度で駆けつけることのできる管理事務所等を設けること。

(イ) 管理事務所等において営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施できること。

(ウ) 外部から見やすい場所に管理事務所等の連絡先を掲示すること。

(2) 客室の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。

イ 客室を壁、ふすま、板戸等により区画していること。

ウ 出入口、窓、他の客室との間は、施錠できること。

(3) 浴室及びシャワー室(以下「浴室等」という。)並びに脱衣室の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 浴室等及び脱衣室は、壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること。

イ 浴室等の床は、不浸透性の材料で造られ、及び汚水を停滞させることなく排出することができる構造であること。

ウ 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものとする

こと。

エ 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に集毛器を設置す

ること。

オ あふれた浴槽水を回収し、それを再び浴用に供しない構造とすること。

カ 浴室には、上がり湯の設備を設けること。

キ 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を用いる構造であること。

ク 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空气中に微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

ケ 共同用の浴室等及びこれに付設する脱衣室を設ける場合は、男女別に利用でき、施設の収容定員に応じた適当な広さを有すること。

コ 熱気室、蒸し室等の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 適当な位置に換気口を設けること。

(イ) 入浴者の見やすい位置に利用の基準となる温度及び湿度を表示し、熱気室、蒸し室等の内部には、入浴者の見やすい位置に温度計、必要に応じ湿度計を備えること。

(ウ) 適当な位置に窓その他の室内を容易に見通すことができる設備を設けること。

(エ) 入浴者の見やすい位置に禁忌症その他入浴者が注意すべき事項を表示すること。

(4) 共同用の洗面設備には、施設の定員に応じた適当な数の給水栓を設けること。

(5) 便所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 流水式手洗い設備を設けること。

イ 共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 共同用の便所には、適当な数の便器を有すること。

エ 共同用の便所には、男子用及び女子用の区別があること。ただし、定員（便所を付設する客室の定員を除く。）が5人以下の場合は、この限りでない。

(6) 食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。

(7) 宿泊者の定員に応じた十分な数の寝具を備えること。

(8) 寝具を収納する押入れ又は保管室を設けること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 階層式寝台は、2層までとする。

(2) 1客室当たりの床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、定員を10人未満とし

て申請がなされた施設については、この限りでない。

(3) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。ただし、前条第1号イに規定する措置をとっているときは、これらの設備を設けることを要しない。

2 前条第1号、第2号ア及びイ並びに第3号から第8号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次項の規定によるほか、1客室当たりの床面積は、7平方メートル以上であることとする。

2 第6条第2号から第8号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

(季節的に利用される施設の構造設備の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第8号及び第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第6条第2号から第4号まで(簡易宿所営業の施設にあつては、第6条第2号ウを除く。)、第5号アからウまで及び第6号から第8号まで並びに第7条第1項第1号に定める基準に適合すること。

(2) 1客室当たりの床面積は、6.6平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所営業の施設については、4.8平方メートル以上であること。

(農林漁業体験民宿業の施設の構造設備の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ床面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、第6条第2号ア、第3号、第4号、第5号ア及び第8号、第7条第1項第1号並びに前条第2号本文に定めるとおりとする。

(基準の緩和等)

第11条 施設の構造設備が第6条から第8条まで及び第9条第1号に定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(許可書の掲示)

第12条 営業者は、玄関、帳場その他の宿泊客の見やすい場所に法第3条第1項の許可に係る許可

書を掲示しておかなければならない。

(手数料)

第13条 法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請の時に、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 次号に掲げる施設以外の施設 1件につき22,000円

(2) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設（同項第1号に掲げる施設にあっては、客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。） 1件につき7,400円

2 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の時に、1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。

3 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業に供している営業の施設については、第6条第3号ウからオまでの規定（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合並びに第9条第1号及び第10条において第6条第3号ウからオまでの規定を引用する場合を含む。）は、この条例の施行の日から当該営業の施設に係る増築若しくは改築又は大規模な修繕が行われる日までの間は、適用しない。

3 前項の規定により第6条第3号オ（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合並びに第9条第1号及び第10条において第6条第3号ウからオまでの規定を引用する場合を含む。）の規定が適用されない場合において、営業者は、回収した浴槽水を消毒し、並びに当該浴槽水を貯留する槽をおおむね1週間に1回以上清掃し、及び消毒しなければならない。

附 則 (平成27年条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 9 月27日 条例第55号）

この条例は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月 6 日 条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日 条例第19号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日 条例第16号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年10月 3 日 条例第37号）

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日 条例第18号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。